

平成27年度大阪地方最低賃金審議会

第312回総会（平成27年度第2回）会議次第

平成27年7月9日（木） 午前11時00分
（大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室）

1 開 会

2 議 事

（1）本年度の審議の進め方について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

（3）特定（産業別）最低賃金の改正決定等について（諮問）

（4）その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第312回総会

(平成27年度第2回総会)

資 料 目 次

資料 1	特定（産業別）最低賃金の審議に関する申し合せ事項（案）	1
資料 2	最低賃金専門部会の審議に関する了解事項（案）	3
資料 3	特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る申出状況	5
資料 4	審議日程	
	（4-1）平成27年度大阪地方最低賃金審議会の審議日程について（案）	7
	（4-2）平成27年度最低賃金審議会審議日程（案）	9
	（4-3）平成27年度特定（産業別）最低賃金改正申出に係る審議の流れ （案 特小＋必要性専門部会パターン）	11
資料 5	経済財政運営と改革の基本方針2015（関係部分抜粋）	13
資料 6	日本再興戦略2015（関係部分抜粋）	17
資料 7	団体からの最低賃金改正等に係る要請等	21

平成27年6月16日

特定（産業別）最低賃金の審議に関する申し合せ事項（案）

大阪地方最低賃金審議会運営小委員会は、特定（産業別）最低賃金における審議に関し、下記のとおり申し合せをする。

記

特定（産業別）最低賃金に係るグループ分けについては、平成27年度に、Aグループ（発効日10月31日を目標とする）、Bグループ（発効日11月30日を目標とする）の2グループとすることを確認する。

ただし、Aグループ、Bグループの業種の数については、Aグループ3業種、Bグループ4業種とすることを確認する。

Aグループ 塗料製造業

鉄鋼業

機械・金属製品製造関連産業

Bグループ 電気機械器具製造業

非鉄関連産業

自動車小売業

自動車・同附属品製造業

平成27年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項（案）

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、**すべて審議会に報告する。**

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、**調査審議を開始すること。**
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く**実情等**を十分考慮して行うこと。
- (3) **改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。**
- (4) 議決は、全会一致となるよう**努めること。**

特定（産業別）最低賃金専門部会

1 特定（産業別）最低賃金専門部会の任務

特定（産業別）最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定（産業別）最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において**全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。**

4 審議の基本方針

- (1) **改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。**
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に**配意し**、適正な金額を示すこと。

平成27年度特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る申出状況

平成27年7月1日現在

最低賃金の件名及び産業分類	意向表示年月日 改正申出年月日	申出者	労働者数	合意労働者数 (割合)	備考
大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	平成27年2月27日 平成27年6月29日	日本化学工ネルギー産業労働組合連合会 J E C 連合大阪地方連絡会 議長 澤田 潤二	2, 128	968 (45.5 %)	労働協約ケース
大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	平成27年2月27日 平成27年6月29日	基幹労連大阪府本部 委員長 今宮 正信 J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男	19, 329	6, 989 (36.2 %)	労働協約ケース
大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業防用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	平成27年2月27日 平成27年6月29日	J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男	60, 610	22, 450 (37.0 %)	労働協約ケース
大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	平成27年2月27日 平成27年6月29日	J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男 自動車総連大阪地方協議会 議長 松原 弘久	10, 685	8, 605 (80.5 %)	公正競争ケース
大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282)	平成27年2月27日 平成27年6月29日	電機連合大阪大阪地方協議会 議長 山崎 弦一	58, 817	25, 183 (42.8 %)	労働協約ケース
大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	平成27年2月27日 平成27年6月29日	全電線大阪地方協議会 議長 矢野 和宏 アルミ関連労協 久恭 議長 西崎 久恭 全国伸銅労働組合連合会 会長 森 義仁	6, 145	3, 566 (58.0 %)	公正競争ケース
大阪府自動車小売業最低賃金 (1590, 591 (15914を除く), L7282)	平成27年2月27日 平成27年6月29日	自動車総連大阪地方協議会 議長 松原 弘久	22, 099	10, 417 (47.1 %)	労働協約ケース

※ 労働者数は、「平成24年経済センサス活動調査」、「平成24年工業統計調査」及び「平成19年商業統計調査」から算出する。

平成27年度大阪地方最低賃金審議会の審議日程について (案)

時期	会議名		審議内容		備考
	本審	委員会等	地域関係	特定(産業別)関係	
6月16日午前	第1回総会 (第311回)		会長及び会長代理の選出等		
7月9日午前		運営小委員会 特別小委員会 (第1回)	委員長及び委員長代理の選出、審議の基本的方針の確認等 基本的事項の確認等		
7月9日午前	第2回総会 (第312回)		地域最賃の改正諮問	改正等(必要性の有無)の諮問	地域専門部会委員の推薦公示・意見聴取の公示(15日間) 特定専門部会委員の推薦公示(専門G業種)(8日間)
7月22日		特別小委員会 (第2回)		特小G業種に係る改定の必要性の有無の審議	地域専門部会委員の任命 特定専門部会委員の任命(専門G業種)
7月末日頃	第3回総会 (第313回)	地域専門部会(第1回)	審議の進め方等 中賃の目安伝達 意見書の報告	特別小委員会の報告 特小G業種の必要性の答申	中賃の目安は近年7月末日頃 特定専門部会委員の推薦公示等(特小G業種)
7月下旬～8月上旬		地域専門部会 (第2回～)	改定審議(結審まで)		(例年4～5回程度)
8月4日 【9/30発効期限】	第4回総会 (第314回)		地域専門部会の結果報告 地域最賃額の答申		異議申出の公示(15日間)
8月上旬～9月3日頃		特定(必要性)専門部会 (専門G業種)		専門部会長の選出 必要性審議(結審まで)	昨年度実績2回(1部会につき) (8月中旬) 特定専門部会委員の任命(特小G業種)
8月20日【期限】	第5回総会 (第315回)		異議申出の諮問・答申		
※8月中旬～8月27日		特定(改正)専門部会 (特小G業種)		専門部会長の選出 改定審議(結審まで)	例年3回程度(1部会につき)
※9月上旬～9月30日		特定(改正)専門部会 (専門G業種)		改定審議(結審まで)	昨年度実績1回(1部会につき)

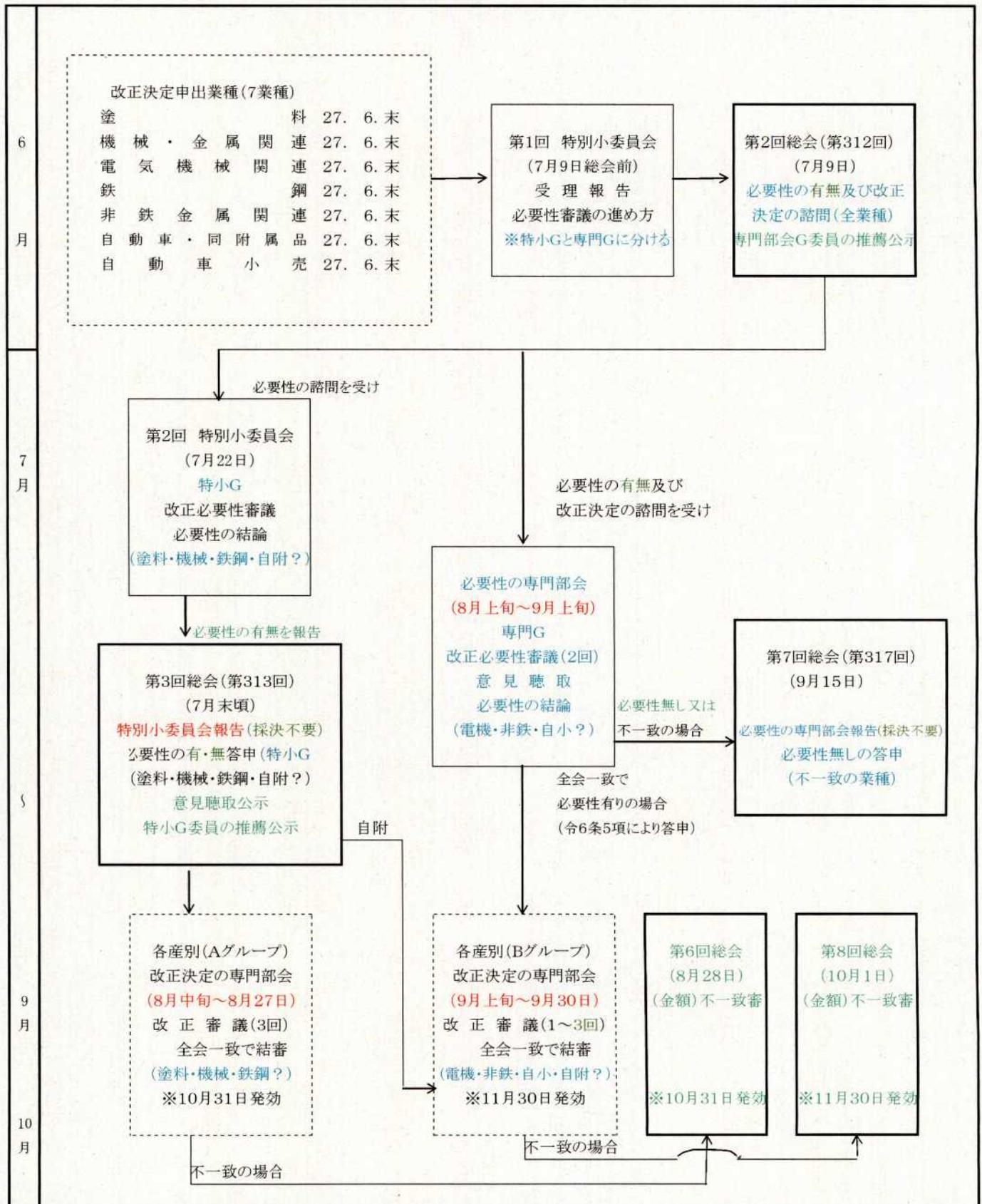
(注) ※の最終期日の8月27日及び9月30日は、発効日を遵守するための最終結審日である。審議の進捗状況等によって日程が変更になることもある。

7

平成27年度最低賃金審議会審議日程(案)

月	総会	専門部会等	専門部会委員 推薦公示	意見聴取公示	異議申出公示
6月	<p>6月16日(火) 第1回総会(第311回) ・会長、会長代理の選出について ・小委員会等の設置について</p>	<p>6月16日(火)(第1回総会に引き続き) 第1回運営小委員会 ・審議会の進め方について 〔産別の必要性について、特小Gと専門Gに分ける〕</p>			
7月	<p>7月9日(木) 11:00 第2回総会(第312回) ・地域別最賃改定の諮問 ・産別最賃の改正必要性及び改正決定の諮問</p>	<p>7月9日(木) 10:00(第2回総会前に開催) 第1回特別小委員会 ・産別の改正決定の申出状況 ・審議の進め方</p>	<p>7月上旬 (8日間) 諮問により推薦公示 (地域・専門部会G)</p>	<p>7月上旬 (15日間) (地域)</p>	
	<p>7月30日(木) 10:30 第3回総会(第313回) ・中賃の目安を伝達 ・産別(特小G)の必要性の報告・(有無)答申 ・意見の陳述</p>	<p>7月22日(水) 第2回特別小委員会 ・産別最賃(特小G)の改正決定の必要性の有無の審議</p> <p>第1回地域専門部会 (第3回総会での目安伝達前に開催) ・部会長等の選出 ・審議の進め方</p>	<p>7月下旬 (8日間) 特小G必要性(有)の答申を受けて推薦公示 (特小G)</p>	<p>7月下旬 (15日間) (特小G)</p>	
8月	<p>8月4日(火)【期限】 第4回総会(第314回) ・地域専門部会結果報告 ・地賃不一致の場合は採決 ・地域別最賃改正決定答申</p>	<p>7月下旬～8月上旬 第2回～地域専門部会 ・目安を踏まえた審議(総会へ報告) ・具体的な額の審議</p>			<p>8月4日(火)～8月19日(水) (地域)</p>
	<p>8月20日(木)午前【期限】 第5回総会(第315回) ・地賃異議審(異議申出に係る諮問・答申) ※9月30日発効</p>	<p>8月上旬～9月3日(木)頃 必要性専門部会 第1回～結審(全会一致) ・産別最賃(専門G)の改正決定の必要性の有無の審議 〔全会一致の場合は、必要性の答申・報告〕 ・必要性不一致の場合は総会へ報告</p>		<p>8月下旬～9月中旬 (15日間) (専門部会G 必要性有りと なった業種から順次、公示する。)</p>	<p>8月28日(金)～9月14日(月) (Aグループ)</p>
9月	<p>8月28日(金)【期限】 第6回総会(第316回) ・産別(A)部会報告・金額不一致審 ※10月31日発効</p>	<p>8月中旬～8月27日(木) 各産別(Aグループ) ・第1回～結審(全会一致) (金額)改正決定の審議・答申・報告 ※10月31日発効 ・(金額)不一致の場合は総会へ報告</p>			
	<p>9月15日(火)午前【期限】 第7回総会(第317回) ・産別(A)金額異議審 ※10月31日発効 ・(専門G)必要性不一致の場合の報告・必要性無し答申</p>	<p>9月上旬～9月30日(水) 各産別(Bグループ) ・第1回～結審(全会一致) (金額)改正決定の審議・答申・報告 ※11月30日発効 ・(金額)不一致の場合は総会へ報告</p>			
10月	<p>10月1日(木)【期限】 第8回総会(第318回) ・産別(B)部会報告・金額不一致審 ※11月30日発効</p>				<p>10月1日(木)～10月16日(金) (Bグループ)</p>
	<p>10月19日(月)午前【期限】 第9回総会(第319回) ・産別(B)金額異議審 ※11月30日発効</p>				

平成27年度特定(産業別)最低賃金改正申出に係る審議の流れ
(案 特小+必要性専門部会パターン)



(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2015
～経済再生なくして財政健全化なし～

平成 27 年 6 月 30 日

第1章 現下の日本経済の課題と基本的方向性

1. 日本経済の現状と課題

[1] 経済財政の現状

(1) アベノミクスのこれまでの成果

安倍内閣は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」からなる経済政策（「アベノミクス」）を一体的に推進してきた。この「三本の矢」の取組によって、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」は双方ともに大きく前進してきた。

我が国経済はマクロ面からみてもミクロ面からみても、1990年代初頭のバブル崩壊後、およそ四半世紀ぶりの良好な状況を達成しつつある。GDPは安倍政権発足前の平成24年10-12月期から平成27年1-3月期までに、実質で約12兆円、名目では約27兆円増加した。実質成長率は平成25年度の2.1%の後、平成26年度は消費税率引上げの影響等から、マイナス0.9%となったが、今後については、堅調な成長が予想されている。消費者物価上昇率は石油価格下落の影響で上昇が鈍化しているが、この影響は今後剥落していくと想定される。また、日本で生産される財・サービス全体の価格を表すGDPデフレーター（消費税率引上げの影響を除く。）は22年ぶりに明確なプラスとなった。また、企業収益は顕著に改善し、上場株式の市場評価額は1989年以来25年ぶりに過去最高を更新した。さらに、雇用については有効求人倍率が23年ぶりの高水準、昨年の春闘での賃上げは平均2%以上のアップと過去15年で最高となり、本年は昨年を上回って推移している。失業率は3.3%と18年ぶりの最低水準、新卒予定者の内定率は大卒で7年ぶり、高卒で23年ぶりに高い水準となった。

さらに、足下では、景気回復が雇用の増加や賃金上昇につながり、それが消費や投資の増加に結び付くという経済の「好循環」が着実に回り始めている。地方経済については、消費の回復には地域ごとにばらつきがみられるものの、安倍内閣発足以降、有効求人倍率が全ての地域で上昇し、また、ベースアップを実施する企業は地方でも増加しているなど、雇用・所得面での改善が波及しつつある。

経常収支は、我が国経済の構造変化、新興国の需要減速等に加え、エネルギー価格の上昇や為替変動による輸入物価上昇の影響等により、黒字幅が急速に縮小し、平成26年4月の消費税率引上げに係る輸入増加等を背景に一時的に赤字に転じたが、同年秋以降、エネルギー価格下落の影響や訪日外客数の増加、対外資産からの収益の増加等により、黒字幅が拡大している。

また、バブル崩壊後、長きにわたり経済の活力を殺いできた銀行等金融機関の不良債権や企業の「3つの過剰」（過剰債務、過剰設備、過剰雇用）もリーマンショックの影響を乗り越え、全体としてみれば、近年、ほぼ解消されている。

こうしたマクロ、ミクロ両面の改善を受け、財政状況も改善してきた。税収は国の一

般会計でみて平成24年度の42.3兆円から、平成27年度には54.5兆円と12.2兆円(当初予算ベース。消費税率引上げによる増収を除いても5.9兆円。)の増加が見込まれる。また、国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス。以下「PB」という。)赤字対GDP比は、アベノミクスの下での税収増、消費税率の8%への引上げ、さらには歳出効率化の取組等を反映して、平成27年度には5年前に比べ半減(▲6.6%→▲3.3%)が見込まれる。

(2) 消費税率引上げの影響と再引上げの延期

平成26年度の実質GDP成長率は、個人消費等に弱さがみられ、0.9%のマイナスとなった。この背景には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには、企業経営者等にデフレマインドがなお残る中で、結果的に賃金上昇率が消費税率引上げを含めた物価上昇率を下回り、実質総雇用者所得を抑えたこと等があると考えられる。デフレマインドが残る中、これらの要因が経済に下押し圧力をもたらした。

こうした状況の下、デフレからの脱却と経済の好循環をより確かなものとするため、消費税率の10%への引上げ時期を平成27年10月から平成29年4月に延期することとした。加えて、個人消費を喚起し、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせるため、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」¹を策定し、それを具体化する平成26年度補正予算及び平成27年度予算の着実な実行に努めている²。

[2] 今後の課題

(1) 経済再生に向けた取組

我が国経済の再生に向けて、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環の拡大を図ることにより、民間の経済活動をより活性化し、中長期的に持続する成長メカニズムを構築することが求められる。以下に述べる取組を進め、あらゆる面からの努力を傾注し、我が国の潜在的な成長力を高めていく必要がある。

これらの取組により、中長期的に、実質GDP成長率2%程度、名目GDP成長率3%程度を上回る経済成長の実現を目指す。また、競争力のある財やサービスの創出等による交易条件の改善を通じて、我が国の実質的な豊かさを示す実質国民総所得(実質GNI)を高めていく。

こうした成果を実現するためには、政府はもとより、広く国民、企業、自治体等が自ら意欲を持って改革に参画することが不可欠である。我が国経済の置かれている状況について危機意識を国民全体で共有しながら、民間はデフレマインドから脱却し、積極的に自らの競争力、成長力を高める一方、政府は公共サービス分野への企業等の参画拡大、

¹ 「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定)

² プレミアム付商品券等の発行支援等により地域の消費を喚起するとともに、地域の実情に応じた地方の取組を支援するための「地域住民生活等緊急支援のための交付金」については、予算額のほぼ全てを年度内に交付決定した。

「日本再興戦略」改訂 2015

—未来への投資・生産性革命—

平成 27 年 6 月 30 日

Ⅱ. 改訂戦略における鍵となる施策

1. 未来投資による生産性革命

(1) 「稼ぐ力」を高める企業行動を引き出す

i) 「攻め」のコーポレートガバナンスの更なる強化

安倍政権発足以来、成長志向の法人税改革や、電気料金をはじめとするエネルギーコストの上昇を抑制するエネルギー政策、TPP などの経済連携交渉への本格的な取組など、ビジネス環境の改善に向けた政策を一つ一つ着実に実行してきたことは異論のないところである。

しかしながら、政府が行えるのは環境整備にとどまらざるを得ず、経済成長を牽引するのはあくまで企業であり、個人であり、民間である。産業の新陳代謝を加速し、未来に向けた投資を増やしていくためには、最終的には、企業経営者自らの大胆な決断こそが必要なのである。

昨年の成長戦略では、日本企業の「稼ぐ力」の回復に向けてコーポレートガバナンスの強化を第一の柱に掲げ、スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードを策定することで、金融・資本市場を通じて企業経営に規律を働かせ、経営者による前向きな判断を後押しする仕組みを導入した。

その結果、投資家の目を意識した経営が幅広く浸透し、2年前には4社に1社であった ROE が 10%を超える上場企業は3社に1社を占めるようになった。また、1年程度の短い期間であるにもかかわらず、会社の経営体制も大きく変化しつつあり、今年は、複数の独立社外取締役を選任する上場企業が昨年から倍増し、全体の約半数に上る見込みである。長らく社内の人材のみで経営がなされてきた我が国の会社経営の在り方が一変し、積極的に社外の知見・経験を活用し、短期間に競争環境が激変する変革の時代を切り拓いていく準備が整いつつ

ある。

こうした動きを一過性のものに終わらせず、グローバル市場において「稼ぐ力」を高めていくには、上場企業の経常利益水準も利益率も過去最高を記録している今こそ、稼ぐための最適解を見出し、能力増強や更新等の設備投資にとどまらず、技術、人材を含めて積極果敢に「未来に向けた投資」を決断し、「攻めの経営」を展開していくことが不可欠である。

経営者による大胆かつ前向きな判断を後押しする一環として、取締役会の役割や個々の取締役の責任の範囲を明確化し、経営者が迅速かつ果敢に意思決定を行えるようにする。

あわせて、投資家に対する企業情報の開示が迅速かつ効率的になされるよう、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則それぞれが定める情報開示ルールの見直しを行い、中長期的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の建設的な対話を促進する。また、金融機関についても、企業に対する経営支援機能の強化等を一層推進し、企業の収益力向上や事業再編に積極的に関与していくよう促していくこととする。

この2年間、アベノミクスの成果としての企業収益を賃上げにつなげる環境整備を展開してきたが、こうした賃金上昇の流れを継続させるためにも、今必要なのは「稼ぐ力」の向上につながる民間投資を加速することである。日本経済がデフレを脱却し、成長軌道に乗ることができるかどうかを決定するのは、この1、2年の間に企業が未来に向けた投資を決断するかどうかにかかっていると云っても過言でない。

このため、グローバル競争の激化や急速な技術革新により不確実性の高まる時代に日本経済が歩むべき道筋を明らかにし、政府として取り組むべき環境整備の在り方と民間投資の目指すべき方向性を共有するための「官民対話」を開始し、中長期的な企業価値の向上に向けた企業の大胆な経営判断を後押ししていくこととする。

2015年6月30日

大阪地方最低賃金審議会
会長様

団体名：日本労働組合総連合会大阪府連合会
(連合大阪)
代表者名：会長 山崎 弦

大阪府最低賃金の大幅な引き上げに向けた要請について

〔要請内容〕

1. 大阪府最低賃金は、雇用戦略対話の合意事項に基づき、セーフティネットとして実効性の高い水準と公正な労働基準の確立に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイジ990円（時間額）以上」に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充をはかること。さらに、企業間における公正な取引が確保される諸施策の実効性を高めること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり労働条件を向上させること。また、特定最低賃金の基幹的労働者は、地域別最低賃金に対して優位性を確保すること。
4. 地域別最低賃金が特定（産業別）最低賃金を上回るおそれのある産業については、改正の必要性審議を2014年から実施した当該産業労使が選出された専門部会方式を継続実施すること。
5. 大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

〔理由〕

雇用・経済情勢は、輸出産業を中心に緩やかな回復基調にはあるものの、原材料の高騰や生産コストの上昇から依然として厳しい状況にある。また、物価の変動を考慮した実質賃金は23カ月連続（2015年3月時点）で減少し、生活保護世帯・受給者は161.8万世帯・217万人を超え、非正規労働者数も2043万人（38.2%）と増加の一途を辿っている。

さらに非正規労働者の増大や格差の拡大によって、ワーキングプア（働く貧困層）と呼ばれる年収200万円以下の労働者は1,100万人を超えている。これらは雇用における公正・公平な処遇とセーフティネットが確立されないままに規制緩和をおこなった結果であり、OECDからも日本の働き方の二極化による所得格差の問題は、再々指摘されている。日本のGDP約6割を占める個人消費を喚起し、経済の好循環に向けては、消費性向の高い低所得者層の処遇改善が急務であり、それが景気の底支えや内需拡大につながるものと考えられる。

日本の最低賃金の水準は、先進国の中でも極めて低い水準であり、このままでは社会の持続的発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させるものである。このような低水準を克服しなければ、私たちは日本国憲法第25条で保障されている「健康で文化的な最低限の生活」をおくる権利が保障されているとは言えない。

地域別最低賃金審議会は、社会的賃金決定システムで賃金の底上げとセーフティネットを確立する今日的役割として、一層重要性を増しており、労働者の生活の安定と向上に寄与するよう十分な機能発揮を求めらる。

私たち連合大阪は、速やかに最低賃金額を大幅に引き上げ、公正な労働基準とセーフティネットの確立に向けて、実効性の高い水準に改正されることを要請する。

